

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 11 月 28 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1800065号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第1800019号

第1 結論

昭和56年4月から昭和63年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月から昭和63年11月まで

昭和56年1月20日に夫が会社を退職した後、具体的な時期ははっきり覚えていないが、夫婦二人でA市B区役所に行き、国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、私が、毎月、夫婦二人分の納付書に現金を添えて、金融機関で納付し、遡って納付するようなことはなかった。

請求期間に係る納付記録について、夫の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料は未納とされているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を金融機関で一緒に納付した旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の夫の当該期間の保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、遡って納付するようなことはなく、自身が、毎月、夫婦二人分を納付していたと主張しているところ、i) 請求者及びその夫の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和56年11月頃と推認され、当該加入手続時期においては、同年4月から同年9月までの国民年金保険料は遡って納付せざるを得ないこと、ii) A市が作成した国民年金に関する資料及びA市の国民年金被保険者収滞納一覧表で確認できる請求者の夫の保険料納付記録によると、請求期間のうち大半の期間は2か月単位の納付となっていることが確認できることから、請求者の主張と一致しない上、請求期間の保険料に係る納付金額についても請求者の記憶が明確ではないなど、請求者が当該期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする詳しい状況が不明である。

また、請求者の夫は、「請求期間において請求者に青色事業専従者給与を支払っており、請

求者の国民年金保険料の額も記載して、給与所得の源泉徴収票を役所に提出していたので確認してほしい。」と陳述しているところ、請求者の住所地を管轄する税務署及び区役所は、請求期間の資料については保管していない旨回答しており、請求者の請求期間に係る国民年金保険料について確認することができない。

さらに、請求期間は 92 か月に及んでおり、請求者は、当該期間において住所変更をしておらず、同一市町村においてこれほど長期間にわたり同一人の保険料納付に係る記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

このほか、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。